

単体・連結情報

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

(7) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

(1) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すこと

で算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、報酬等には、使用者兼務役員の使用者給与のうち重要なものを含んでおります。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行及び主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

開催回数（2019年4月～2020年3月）	
取締役会	1回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は取締役会において、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役で協議のうえ決定しております。

当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、その決議の内容は、取締役の報酬については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬と最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内と決定しております。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動について

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの体系としております。月例報酬は、役位毎の固定報酬としております。賞与は、決算の都度、金融経済情勢等を総合的に勘案して決定しております。なお、前事業年度にかかる賞与の支給は見送りしております。株式報酬型ストックオプションは、企業業績向上と中長期的な企業価値拡大へのインセンティブ及び株主重視の経営意識をより高めるため、役位毎及び在職年数に応じた報酬テーブル等に応じて決定しております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

当行の役員の報酬等の額の決定過程において取締役会は、法令、定款及び株主総会決議等に基づき、各種リスクの統合的な管理、コンプライアンスプログラムや計画的進捗状況、各取締役の職務執行状況等を監督のうえ、報酬等を決議しております。

また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬等について、検討を行っております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

区分	員数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額		株式報酬型 ストックオプション	退職 慰労金
			基本報酬	その他	基本報酬	賞与		
対象役員（除く社外役員）	10	165	135	124	10	—	—	30

（注）1. 固定報酬のその他は、使用者兼務役員の使用者給与であります。

2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰延べることとしております。

	行使期間		行使期間		行使期間
株式会社筑邦銀行 第1回新株予約権	2011年7月29日から 2041年7月28日まで	株式会社筑邦銀行 第5回新株予約権	2015年7月29日から 2045年7月28日まで	株式会社筑邦銀行 第9回新株予約権	2019年8月1日から 2048年7月31日まで
株式会社筑邦銀行 第2回新株予約権	2012年7月25日から 2042年7月24日まで	株式会社筑邦銀行 第6回新株予約権	2016年7月27日から 2046年7月26日まで		
株式会社筑邦銀行 第3回新株予約権	2013年7月31日から 2043年7月30日まで	株式会社筑邦銀行 第7回新株予約権	2017年8月2日から 2047年8月1日まで		
株式会社筑邦銀行 第4回新株予約権	2014年7月30日から 2044年7月29日まで	株式会社筑邦銀行 第8回新株予約権	2018年8月1日から 2048年7月31日まで		

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。